

様式第1-1（日本産業規格A列4番）

幕 地 公 第 号
令和8年6月 日

(案)

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 幕別町地域公共交通活性化協議会
住 所 北海道中川郡幕別町本町130番地1
代表者氏名 会長 伊藤 博明

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8年 6月 日

(名称) 幕別町地域公共交通活性化協議会
会長 伊藤 博明**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

幕別町の公共交通機関は、JRが幕別～帯広間において、上り帯広方面は13本/日、下り池田方面は14本/日運行しており、路線バスについては、十勝バス(株)が帯広陸別線、幕別線、南商あかしや線及び広尾線の4路線を運行している。

JR、路線バスともに、帯広市や近隣町村への通学や通院、買物等で利用され、学生や高齢者にとって、幹線交通として生活に必要な交通手段として機能している。

また、スクールバスが町内で13路線運行されており、農村部に居住する小中学生の通学に利用されている。

しかしながら、農村部ではスクールバス運行路線以外の地域や市街地内でも公共交通を利用できない公共交通空白地域が存在し、自家用車による移動が困難な高齢者や障がい者、運転免許証を持たない方や返納された方などは、「移動」が制約され不便な生活を強いられることとなり、地域社会を維持していくうえで大きな障壁となっていた。

このような状況から、少子高齢化の進行による交通弱者の増加への対応や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、幹線交通に通じる支線として、効率的で持続可能な公共交通の確保や、公共交通の利便性の向上を図ることを目的として、平成25年10月に幕別本町・札内市街地におけるコミュニティバスの運行が開始され、農村部においては予約型乗合タクシーとして平成26年10月に駒島線、平成27年4月に古舞線の運行が開始されたところである。

地域公共交通確保維持改善事業により、幕別町内における生活交通手段を維持・確保し、地域住民の買物や通院などの日常生活の移動手段確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動支援などを図るため、住民の足としての公共交通を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たり、以下の目標を設定する。

【目標①】 幕別地区・札内地区におけるコミュニティバスの年間利用者数

令和9年度においては、

・幕別線の乗車人数 45.9人/日(令和7年度実績値 45.9人/日)

・札内線の乗車人数 89.1人/日(令和7年度実績値 89.1人/日) を目標とする。

※目標中、令和7年度はR7.4.1～R8.3.31とする。

※計画中の令和8年度目標値である27,094人を令和7年度の路線別利用実績に応じて按分。

令和7年度は令和5年7月に行ったダイヤ改正と運行エリアへの時刻表配布、高齢者等の運賃無償化により実績値が増加したが、前述した要因による一時的な増加と捉えており、人口減少傾向に変わりはないため、公共交通計画策定時に設定した緩やかな利用者数増加の目標値と前年実績値を比較し、大きい数値を目標値とする。

【目標②】 予約型乗合タクシー駒島線・古舞線の年間利用者数

令和9年度においては、

・駒島線の乗車人数 2.3人/日(令和7年度実績値 2.2人/日)

・古舞線の乗車人数 4.2人/日(令和7年度実績値 3.6人/日) を目標とする。

※目標中、令和7年度はR7.4.1～R8.3.31とする。

※計画中の令和8年度目標値である1,250人を令和7年度の路線別利用実績に応じて按分し、過去3年の平均運行日数で除して算定。出前講座の実施等対象者への啓発により利用者の確保を行い、計画策定時に設定した緩やかな利用者数増加を目標値とする。

(幕別町地域公共交通計画 P76 参照)

乗車人数目標及び基準年度を計画に合わせて記載

<p>(2) 事業の効果</p>									
<ul style="list-style-type: none"> ・幕別町内における公共交通を維持することにより、高齢者等の交通弱者の買い物・通院等の生活に係る移動手段を確保することができる。 ・地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。 									
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>									
<ul style="list-style-type: none"> ・利便性の高い運行ダイヤ等への見直し（幕別町、事業者） ・公共交通の現状や利用可能な交通手段について周知するパネル展の実施、コミュニティバスのぬり絵やペーパークラフトの配布。（幕別町） ・園児の乗車体験の呼びかけ。（幕別町） ・高齢者が多く集まる機会での、出前講座によるコミバス及び予約型乗合タクシーの周知。（幕別町） ・広報等により町民に事業内容を広く周知する。 （幕別町地域公共交通計画 P 69～75 参照） 									
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>									
<p>「表 1」を添付</p>									
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>									
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る次の路線については、幕別町から運行事業者への補助金として、運行協定に基づき運行経費総額から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <table border="0"> <tr> <td>コミュニティバス</td> <td>運行経費総額</td> <td>23,054,000 円</td> </tr> <tr> <td>乗合タクシー駒島線</td> <td>運行経費総額</td> <td>2,462,000 円</td> </tr> <tr> <td>乗合タクシー古舞線</td> <td>運行経費総額</td> <td>3,652,000 円</td> </tr> </table> <p>※令和 7 年度決算に基づく概算</p>	コミュニティバス	運行経費総額	23,054,000 円	乗合タクシー駒島線	運行経費総額	2,462,000 円	乗合タクシー古舞線	運行経費総額	3,652,000 円
コミュニティバス	運行経費総額	23,054,000 円							
乗合タクシー駒島線	運行経費総額	2,462,000 円							
乗合タクシー古舞線	運行経費総額	3,652,000 円							
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>									
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数について、運行事業者からの実績報告により測定・評価 ・コミュニティバスの乗り込み調査による利用者ニーズの把握・分析 									
<p>7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>									
<p>※該当なし</p>									
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>									
<p>※該当なし</p>									
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>									
<p>※該当なし</p>									

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和8年1月9日（第2回）【書面開催】
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について（承認）
幕別町地域公共交通計画の進捗状況について（承認）
幕別町地域公共交通活性化協議会委員の変更について
- ・令和8年3月31日（第3回）【書面開催】
令和8年度幕別町地域公共交通活性化協議会予算(案)について（承認）
幕別町地域公共交通活性化協議会役員の指名について
コミュニティバスにおけるラッピングの実施状況について
- ・令和8年6月25日（第1回）【書面開催】
令和9年度幕別町地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統補助）に係る計画認定申請について
幕別町地域公共交通活性化協議会委員の変更について
令和7年度幕別町地域公共交通活性化協議会事業報告について
令和7年度幕別町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算報告及び監査報告について
コミュニティバスの運行実績について
予約型乗合タクシーの運行実績について

前回以降の主な議論
を記載

19. 利用者等の意見の反映状況

協議会、分科会には各種団体等から利用者及び住民を代表する委員として参加いただき、協議会での議論を反映して計画を作成した。
 コミュニティバス乗り込み調査を実施し、利用者の声を計画に反映した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）北海道中川郡幕別町本町 130 番地 1

（所 属）幕別町住民生活部防災環境課交通防犯係

（氏 名）係長 富原 博美

（電 話）0155-54-6601

（e-mail）kotsubohankakari@town.makubetsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

都道府県名		市区町村名		協議会名		年度												
北海道		中川郡幕別町		幕別町地域公共交通活性化協議会		令和9年度												
申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号)運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合(別表7・別表9・別表10)				
					起点	経由地	終点							運行態様の別	補助開始年度	基準八で該当する要件(別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件(別表7のみ)
1	幕別町	十勝バス(株)	市町村(バス事業者)に運行委託「コミュニティバスなど」)	(1) 幕別線1	幕別駅前	旭町	幕別駅前	循環	9.0km	244日	732回			路線型		②(1) 不便地域(法定)	十勝バスが運行する帯広陸別線・幕別線との乗継ぎを円滑にするため、バス停留所相互設置(幕別駅)、ダイヤ設定、乗継割引の設定を行う。 また、JR根室本線への接続を行う。	③ 前年度から引き続き運行
2	幕別町	十勝バス(株)	市町村(バス事業者)に運行委託「コミュニティバスなど」)	(2) 幕別線2	幕別駅前	緑町	幕別駅前	循環	10.5km	244日	488回			路線型		②(1) 不便地域(法定)	十勝バスが運行する帯広陸別線・幕別線との乗継ぎを円滑にするため、バス停留所相互設置(幕別駅)、ダイヤ設定、乗継割引の設定を行う。 また、JR根室本線への接続を行う。	③ 前年度から引き続き運行
3	幕別町	十勝バス(株)	市町村(バス事業者)に運行委託「コミュニティバスなど」)	(3) 札内線	札内支所前	札内駅前	札内支所前	循環	33.0km	244日	2,196回			路線型		②(1) 不便地域(法定)	十勝バスが運行する帯広陸別線・幕別線・南商あかしや線との乗継ぎを円滑にするため、バス停留所相互設置(札内、札内中学校前)、ダイヤ設定、乗継割引の設定を行う。 また、JR根室本線への接続を行う。	③ 前年度から引き続き運行
4	幕別町	エイシン運輸(有)	市町村(タクシー事業者)に運行委託「乗合タクシーなど」)	(4) 駒島線		南幕別地区				244日	311回			区域型		②(1) 不便地域(法定)	十勝バス帯広陸別線や幕別線、JR根室本線に接続のため幕別駅を乗降とする。	③ 前年度から引き続き運行
5	幕別町	北斗タクシー(有)	市町村(タクシー事業者)に運行委託「乗合タクシーなど」)	(5) 古舞線		西幕別地区				244日	519回			区域型		②(1) 不便地域(法定)	十勝バス帯広陸別線や幕別線、JR根室本線に接続のため札内駅を乗降とする。	③ 前年度から引き続き運行